

令和8年度 可見市の自治会



可見市自治連絡協議会

目 次

1. 可見市自治連絡協議会	1
2. 自治連合会・自治会が抱える負担の見直しについての取り組み	3
3. 認可地縁団体の状況	4
4. 主な回覧・戸別配布文書	5
5. 主な委員等の推薦依頼	
①民生委員児童委員・主任児童委員	6
②保護司	7
③人権擁護委員	7
④青少年育成推進員	8
⑤市スポーツ推進委員	9
⑥市スポーツ普及員	9
⑦地区センター運営審議会委員	10
⑧国民健康保険運営協議会委員	10
⑨地域安全指導員	11
6. 選挙関係の依頼	12
7. 開発等に伴う確認	13
8. 主な募金・会費の取りまとめ	13
9. 自治会運営についてのよくあるご質問	14

はじめに

自治会は、地域の居住者および事業所を会員として組織する任意の住民自治組織です。昭和57年4月、可児市が誕生したときに、それまでいろいろな形態や名称であったそれぞれの地域の自治組織を統一して、自治会－自治連合会－市自治連絡協議会という現在の体制になりました。

この間、われわれ自治会は、コミュニティの中心的な存在として地域住民の親睦を図り、生活環境の向上と地域の発展のために地域のルールを定めて自ら実行する「地域共同管理機能」を担ってきました。

平成17年5月1日兼山町との合併により、1自治連合会、9自治会が新たに加わり、現在は、14自治連合会、120自治会となりました。

また、市とは一定の独立性を保ちながらも、まちづくりのパートナーとして協調・協力関係を築いてきました。この冊子は、可児市の自治会の現状と、市との協調・協力関係の詳細をまとめたものです。皆さんの自治会活動の参考になれば幸いです。

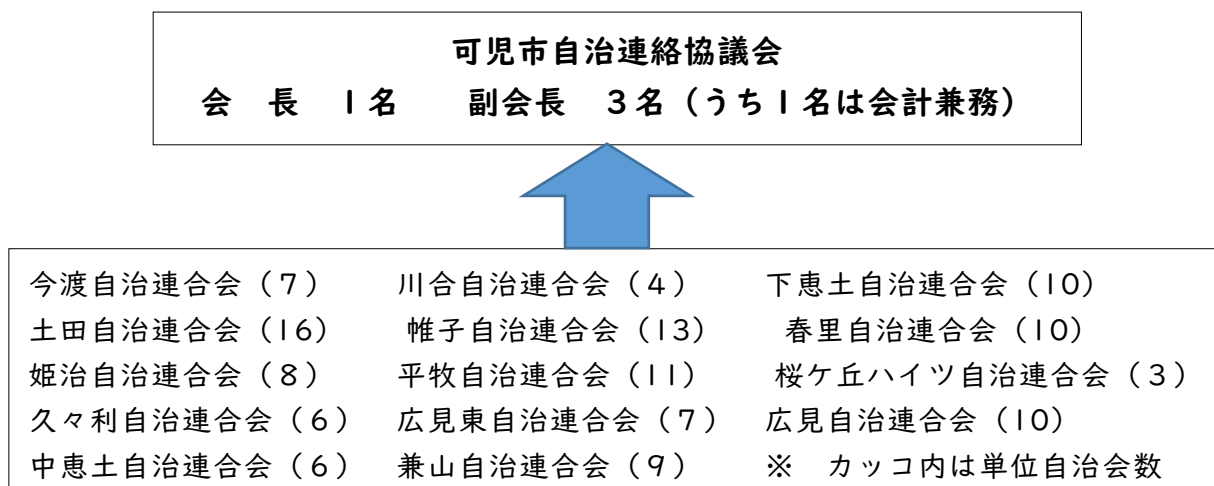
1. 可児市自治連絡協議会

自治精神のかん養と市民生活の進歩向上、並びに市政の普及と民意の反映を図ることを目的とする市自治連絡協議会は、その目的を達成するために次の事業を実施しています。

- 1 自治会の運営についての調査研究・資料収集及び情報の交換に関すること
- 2 コミュニティの醸成及び活動推進に関すること
- 3 市政の理解と民意の把握反映に関すること
- 4 広報広聴資料の収集並びにその周知徹底に関すること
- 5 その他会の目的の達成に必要なこと

組織的には、14地区の自治連合会長が会員となっており、会長及び副会長を互選します。また、地域協働課自治振興係が事務局となっています。

組 織（令和8年4月1日現在）



○ 自治会の規模別（戸数）一覧（戸数は、令和7年10月1日現在の戸数）

戸数 地区	戸数											計
	5～ 30	31～ 50	51～ 80	81～ 100	101 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 300	301 ～ 500	501 ～ 800	801～ 1000	1001 以上	
今 渡				1	3	2	1					7
川 合					2		2					4
下恵土		2		1	2	3	2					10
土 田	3	2	6	3	1		1					16
帷 子	1	1	2	1		1			4	1	2	13
春 里		2	2		2	2	1	1				10
姫 治	1	2	1	1	2			1				8
平 牧		2	1		3		2	1	1	1		11
桜ヶ丘 ハイツ								1			2	3
久々利			5	1								6
広見東		3	3				1					7
広 見	2	3	2			1		1	1			10
中恵土	3				1		1	1				6
兼 山	3	2	4									9
計	13	19	26	8	16	9	11	6	6	2	4	120
割 合	10.8	15.8	21.7	6.7	13.3	7.5	9.2	5.0	5.0	1.7	3.3	100

市内の自治会のうち5割近くが5戸～80戸の比較的小規模な自治会です。桜ヶ丘ハイツなど団地を多く抱える地区は一つの自治会の規模が大きく、逆に土田地区や兼山地区など団地が少ない地区は比較的規模が小さいのが特徴です。

また、帷子地区や平牧地区など古くからある地域と団地が混在する地区については、その規模も幅広いものとなっています。

2. 自治連合会・自治会が抱える負担の見直しについての取り組み

近年、高齢化や若い世代の自治会離れにより、自治会加入世帯数も減少傾向にあり、自治会員1人あたりの負担は年々増加しています。中には行政から自治連合会を通して自治会に依頼される役・委員の推薦や自治会独自の役・委員の負担を理由に、自治連合会から脱会する自治会や、中には自治会自体を解散してしまう地区も出てきています。

そこで可見市自治連絡協議会では、令和6年度から検討委員会を設置するなど、自治会が抱える負担の見直しに取り組んでいます。

特に令和6年8月には、当協議会から可見市長へ意見書を提出し、年々重くなっている自治会が抱える負担を訴え、行政をはじめとする各種団体と意見交換ができる機会を設けるよう求め、同年10月には、青少年育成推進員、スポーツ推進委員・普及員、地域安全指導員、交通安全協会、赤十字奉仕団、当協議会の代表者及び事務局との意見交換会が実施され、活動内容や人員の募集方法等の見直しの裁量は各種団体にあるため、法律等の定めがない役・委員については、各自治連合会・自治会と各種団体が連携し、地域活動のあり方、必要性について改めて考える機会を設けることが急務であるという認識の共有を行いました。

令和6年度以降、各自治連合会・自治会、各種団体、行政の中でも、徐々に負担軽減に向けた動きが生まれており、無理のない持続可能な範囲での活動を模索していく流れが波及しつつあります。以下、現在までに見直された主な内容をまとめておりますので、各地域でも積極的な見直しをよろしく願います。

1. 可見市自治連絡協議会の活動のスリム化

- ・全14名の会員が出席する会議を年7回開催していたが、年4回の開催に見直しを行った。
- ・紙面で事務連絡を行っていたが、LINEのオープンチャットを活用することで、負担軽減を図った。

2. 事例集の作成

- ・可見市内自治会が工夫して取り組んでいるような事例をテーマ別に収集し、1冊の冊子にまとめた。

3. 自治連合会から自治会に推薦を依頼している役・委員の人員の見直し

- ・帷子地区では、自治連合会から自治会に推薦を依頼している役・委員の人員を約5割削減した。

4. 行政等からの依頼事項の見直し

- ・これまで行政等から自治連合会長に就任を依頼していた充て職について、就任依頼が大幅に削減された。

3. 認可地縁団体の状況

地方自治法の改正（平成3年4月）により、自治会・町内会等が一定の手続きのもとに法人格を取得できるようになりました。これは市町村長の認可を受けることにより、保有不動産等をめぐるトラブルを防止し、地域社会において重要な役割を担っている団体が活動しやすくすることを目的に設けられたものです。令和8年3月時点で、下表の30の団体が認可を得ています。

認可団体	認定年月日
長坂自治会	平成4年 8月4日
塩河新田組	平成5年 8月25日
日本ランド	平成11年 1月25日
清水ヶ丘自治会	平成13年 6月15日
美濃田自治会	平成15年 6月16日
古瀬自治会	平成17年 1月11日
若葉台自治会	平成17年 5月31日
室原自治会	平成17年 9月21日
茗荷自治会	平成18年 2月14日
兼杖組	平成18年 8月24日
山岸自治会	平成18年 11月20日
元久々利組	平成18年 12月6日
今自治会	平成19年 3月13日
小松坂自治会	平成19年 3月27日
東林泉自治会	平成19年 4月11日
愛岐ヶ丘自治会	平成20年 5月7日
羽生ヶ丘自治会	平成22年 2月4日
新田自治会	平成22年 4月15日
緑自治会	平成22年 9月14日
大森新田自治会	平成22年 10月5日
吹ヶ洞自治会	平成22年 11月22日
中町自治会	平成23年 12月20日
美里ヶ丘自治会	平成24年 7月11日
禅台寺山ニュータウン自治会	平成25年 5月8日
鳴子自治会	平成25年 6月10日
丸山自治会	平成26年 7月16日
盛住町自治会	平成27年 12月21日
大森台自治会	令和2年 2月17日
田尻田白大組	令和5年 1月24日
虹ヶ丘自治会	令和5年 10月13日

※地縁団体認可制度に関しては、地域協働課までお問合せください。

4. 主な回覧・戸別配布文書

<毎月発行されるもの>

文書名	配布方法	依頼元	備考
広報かに	戸別配布	広報情報課	毎月1日発行
児童館・児童センターだより	回覧	児童館・各児童センター	中央、帷子、桜ヶ丘、兼山 (それぞれ該当地区に配布) 担当課:子育て支援課
地域包括支援センターだより	回覧	各地域包括支援センター	可児市、土田、帷子、東部、北部、南部 (それぞれ該当地区に配布) 担当課:高齢福祉課

<定期的に発行されるもの>

文書名	配布方法	依頼元	発行時期 発行回数	備考
イベントチラシ	回覧	ぎふワールド・ローズガーデン	随時	
ミニ広報紙(交番、駐在所)	回覧	可児警察署	随時	担当:防災安全課
地域安全ニュース(ライフガード)	回覧	可児警察署	年4回	
交通安全リーフレット	回覧	岐阜県交通安全対策協議会	年4回	
交通安全かわら版	回覧	可児地区交通安全協会	年4回	
広報 可茂消防	回覧	可茂消防事務組合	年3回	
少年センターだより	回覧	少年センター	年2回	
青少年育成推進員だより	回覧	市青少年育成推進委員会	年1回	
緑の募金について	回覧	市緑化推進委員会	4月	担当:農林課
日赤ぎふリーフレット	回覧	市社会福祉協議会	5月	
日赤協会費・社協会費ご協力のお願い	回覧	市社会福祉協議会	5月	
赤い羽根共同募金リーフレット	回覧	市社会福祉協議会	10月	
門松カード	備考参照	市緑化推進委員会	12月	要望地区のみに配布 担当:農林課
東濃納貯連ニュース	回覧	東濃西部納税貯蓄組合連合会	1月	担当:税務課
農業委員会だより	回覧	市農業委員会	2月	担当:農業委員会事務局

※ この表のほか、広報かにに折込をする文書があります。

※ 発行回数、発行時期については、変更する場合があります。

※ 令和8年度中にデジタル回覧の全市的な利用の開始を予定しております。それに伴い、紙面の回覧部数が大幅に削減される可能性がございますので、ご承知おき願います。

5. 主な委員等の推薦依頼

① 民生委員児童委員・主任児童委員

各地区（単位民児協）における委員構成は以下のとおりです。

○ 民生委員児童委員

地区単位	該当区域	人数	計	地区単位	該当区域	人数	計
東明	久々利	4	22	帷子	帷子	19	19
	平牧	18					
桜ヶ丘	桜ヶ丘ハイツ	16	16	今渡北	今渡	13	25
広見	広見	12	21		川合	8	
	広見東	5			兼山	4	
	中恵土	4		今渡南	下恵土	16	16
春姫	春里	10	15	土田	土田	11	11
	姫治	5					
南帷子	帷子(南)	20	20	計			165名

(※広見民児協・南帷子民児協は改選時に各1名増員予定です。上記は増員後の人数です。)

○ 主任児童委員

地区単位	該当区域	人数	計	地区単位	該当区域	人数	計
東明	旭小・中部中	1	2	帷子	帷子小・広陵中	2	2
	東明小・中部中	1					
桜ヶ丘	桜ヶ丘小・東可児中	2	2	今渡北	今渡北小・蘇南中	2	3
広見	広見小・中部中	2	2		兼山小・共和中	1	
				今渡南	今渡南小・蘇南中	2	2
春姫	春里小・西可児中	1	2	土田	土田小・蘇南中	2	2
	旭小・中部中	1					
南帷子	南帷子小・西可児中	2	2	計			19名

活動	社会奉仕の精神をもち、住民の立場で相談に応じ、必要に応じて市や地域包括支援センター等につなぐなど援助を行い社会福祉の増進に努める。
任期	○民生委員児童委員 3年（令和7年12月1日～令和10年11月30日） ○主任児童委員 3年（令和7年12月1日～令和10年11月30日）
依頼時期	任期満了日の6か月前（委員に欠員が生じた場合はその都度推薦が必要です）
依頼先	各地区の民生委員推薦準備会（自治連合会長等）
備考	身分は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、給与は支給されませんが、交通費や通信費などの活動費が支給されます。活動において、自治会や地域福祉協力者などとの連携は必要不可欠となっています。
依頼元	高齢福祉課 福祉政策係（0574）62-1111

② 保護司

人数	市内22名(令和8年4月1日現在)
活動	犯罪や非行をした人に対して、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助ける。 その他、社会を明るくする運動などの犯罪予防、再犯防止活動を行う。
任期	2年
依頼時期	任期満了日の半年程前
依頼先	各地区の自治連合会長(新任の方を推薦する場合)
備考	76歳未満であれば再任できるため、複数期務められる方が多くみえます。
依頼元	地域協働課 人権・国際係 (0574)62-1111

③ 人権擁護委員

人数	市内10名(令和8年4月1日現在)
活動	市民の基本的な人権が犯されることのないよう監視したり、適切な救済措置を取るなど自由人権思想の普及に努めるとともに、人権・困りごと相談を実施する。
任期	3年
依頼時期	任期満了日の半年から1年程前(法務省より市へ候補者推薦の依頼がなされます。)
依頼先	各地区の自治連合会長(新任の方を推薦する場合)
備考	75歳未満であれば再任できるため、複数期務められる方が多くみえます。 (新任の場合は68歳以下)
依頼元	地域協働課 人権・国際係 (0574)62-1111

④ 青少年育成推進員

○ 地区青少年育成推進員

人 数	市内約250名
活 動	<p>可児市青少年育成市民会議(以下、「市市民会議」という。)と連携して活動する各地区青少年育成市民会議(以下「地区市民会議」という。)の構成員であり、それぞれの自治連合会長の推薦に基づいて市市民会議会長の委嘱を受けたボランティアである。</p> <p>その活動は市市民会議の方針や事業計画に沿って、それぞれの地区において次のような役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年育成運動を広める。 2. 青少年の社会参加活動の推進を図る。 3. 青少年に対する相談・指導・情報の提供を行う。 4. 健全な社会環境づくりと保護活動の推進を図る。 5. 心豊かな明るい家庭づくりを呼びかける。 6. 青少年の実態の把握に努める。
任 期	2年(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
依頼時期	任期満了の4か月前
依頼先	各地区の自治連合会長
備 考	各地区青少年育成推進委員会補導部員は、可児市少年センター補導員として市長より委嘱を受けます。
依頼元	地域協働課 地域支援係 (0574)62-1111

○ 市青少年育成推進員

人 数	市内24名(令和8年4月1日現在)
活 動	<p>市市民会議の構成員であり、市長の委嘱を受けて関係団体や地域住民と密接な連携を保ち、青少年育成運動の普及徹底を図る。</p> <p>また、地域の実態に即した活動が展開されるよう指導助言するとともに、地域における推進活動の中心的役割を果たし、次のような役割を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年の健全育成に関する計画策定を行う。 2. 青少年の健全育成に関する事業活動へ参加する。
任 期	2年(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
依頼時期	任期満了の4か月前
依頼先	各地区の自治連合会長
備 考	市青少年育成推進員は、可児市少年センター補導員として市長より委嘱を受けます。
依頼元	地域協働課 地域支援係 (0574)62-1111

⑤ 市スポーツ推進委員

人数	市内32名(令和8年4月1日現在)
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ推進委員会例会への参加(毎月1回) 2. 可茂地区スポーツ推進委員研修会への参加(年2回) 3. 岐阜県スポーツ推進委員研修会への参加(年1回) 4. 東海四県スポーツ推進委員研修会への参加(年1回) 5. スポーツ推進委員・スポーツ普及員合同研修会への参加(年1回) 6. スポーツ推進委員会主催行事・市スポーツ行事への協力等(随時) 7. 可児市健友会行事への協力等(随時) 8. 地区体育振興会(地区センター)行事等の活動(随時) 9. 学校開放事業(調整会議)の運営・指導(地区で任命を受けた者)
任期	2年(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
依頼時期	任期満了日の4か月前
依頼先	各地区の自治連合会長
依頼元	文化スポーツ課 スポーツ係 (0574)62-1111

⑥ 市スポーツ普及員

人数	市内122名(令和8年4月1日現在)
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ推進委員・スポーツ普及員合同研修会への参加(年1回) 2. スポーツ推進委員会主催行事・市スポーツ行事への協力等(随時) 3. 地区体育振興会(地区センター)行事等の活動(随時) 4. 学校開放事業(調整会議)の運営・指導(地区で任命を受けた者)
任期	原則2年(令和8年4月1日～令和10年3月31日) ※ 任期については、地域の実情に応じて対応させていただきますので、ご相談ください。
依頼時期	任期満了日の4か月前
依頼先	各地区の自治連合会長
依頼元	文化スポーツ課 スポーツ係 (0574)62-1111

⑦ 地区センター運営審議会委員

人数	各地区センターそれぞれ16名以内
活動	地区センターの事業（講座、イベントなどの内容）、運営について審議する。
任期	2年
依頼時期	任期満了日の1か月程前
依頼先	各地区の自治連合会長へ自治会関係者の推薦依頼をする場合があります。
備考	審議会は、生涯学習、地域の振興及び福祉の増進に資する活動を行う方や、これらに関する学識経験がある方などから組織されます。
依頼元	地域協働課 地域支援係 (0574)62-1111

⑧ 国民健康保険運営協議会委員

地区	①今渡・川合 ②土田 ③帷子 ④平牧・久々利 ⑤春里・姫治 ⑥桜ヶ丘ハイツ ⑦下恵土 ⑧広見東・広見・中恵土・兼山 以上 8ブロック
人数	被保険者代表委員 4名 <被保険者代表委員の決定方法> 上記の8ブロックを2つのグループに分け、各ブロックの自治連合会が1名ずつ委員を推薦し、任期ごとに交代で委員を務める。 ○ グループ1（任期：令和8年9月1日～令和11年8月31日） ①今渡・川合 ②土田 ③帷子 ④平牧・久々利 ○ グループ2（任期：令和5年9月1日～令和8年8月31日） ⑤春里・姫治 ⑥桜ヶ丘ハイツ ⑦下恵土 ⑧広見東・広見・中恵土・兼山 ※ 被保険者代表委員は、国民健康保険加入者に限ります。
活動	可見市の国保事業の運営についての審議など（年3～4回の会議出席）
任期	3年（令和8年9月1日～令和11年8月31日）
依頼時期	任期満了日の6か月程前
依頼先	各地区の自治連合会長
備考	任期中に欠員が生じた場合はその都度依頼します。
依頼元	国保年金課 保険給付係 (0574)62-1111

⑨ 地域安全指導員（可児地区防犯協会、可児警察署より依頼）

地区	人数	地区	人数	地区	人数	地区	人数
今渡	7	帷子	27	桜ヶ丘ハイツ	10	中恵土	3
川合	4	春里	8	久々利	5	兼山	3
下恵土	11	姫治	4	広見東	5		
土田	16	平牧	11	広見	8	計	122

（令和8年4月時点）

活動	1. 防犯協会等が行う地域安全活動への協力 2. 地域安全情報の住民への提供・伝達 3. 防犯パトロール等の企画・実施 4. その他、地域安全活動の推進等
任期	2年（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
依頼時期	任期満了日の5か月前
依頼先	各地区の自治連合会長
依頼元	可児警察署 生活安全課（0574）61-0110

6. 選挙関係の依頼

【投票所】

内 容	投票所として下記の地区集会所等の使用依頼 土田東山・渡・鳩吹台・緑・長坂・若葉台・愛岐ヶ丘・光陽台・清水ヶ丘 羽生ヶ丘・大森・大森新田の12集会所
依頼時期	選挙期日の1か月～2か月前
依頼先	当該集会所を管理する自治会長または管理者
依頼元	可見市選挙管理委員会(市役所総務課)(0574)62-1111

【ポスター掲示】

内 容	ポスター掲示場の設置場所借用の依頼(地区集会所、公園等の一部)
依頼時期	選挙期日の約1か月前
依頼先	掲示場の設置予定場所を管理する自治会長
依頼元	可見市選挙管理委員会(市役所総務課)(0574)62-1111

【立会人】

内 容	投票立会人の候補者推薦依頼
人 数	各投票所2名
活動内容	適正な投票業務のための立会 期間は投票日当日の午前7時～午後8時 (2名のうち1名は投票箱を開票所に引き渡すまで)
依頼時期	選挙期日の約1か月前(選挙告示日の前日に正式決定し、立会人本人に通知します)
依頼先	各地区の連合会長または自治会長(各連絡所を通じて依頼します)
依頼元	可見市選挙管理委員会(市役所総務課)(0574)62-1111

7. 開発等に伴う確認

【可児市市民参画と協働のまちづくり条例及び可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例に基づく開発の事業説明について】

内 容	<p>○ 開発事業により影響が予想される方々に対しては、事業者から計画内容を説明し、理解を得るよう条例で規定していますので、事業者より事前に説明範囲や説明方法などについて相談があります。</p> <p>○ 開発事業について市長に意見を提出することができます。詳細については下記までご相談ください。</p>
依頼先	該当地区の自治会長
依頼元	建築指導課 土地利用係 (0574)62-1111

【住宅等の建築確認申請について】

内 容	<p>住宅等の建築に伴う調査・相談において、自治会に関する問い合わせがあった場合は、地域協働課へ案内し各自治会の連絡先をお伝えします。</p> <p>※ 自治会の規則等がある場合につきましては各自治会で対応をお願いします。</p>
依頼先	該当地区の自治会長
依頼元	建築指導課 建築係 (0574)62-1111

8. 主な募金・会費の取りまとめ

件 名	依頼時期	依頼元	とりまとめ期限
緑の募金	4月	岐阜県緑化推進委員会 (可児市緑化推進委員会)	6月中旬ごろ
日本赤十字社協力会費	5月	日本赤十字社岐阜県支部 (可児市社会福祉協議会)	12月下旬ごろ
社会福祉協議会会費(個人)	5月	可児市社会福祉協議会	12月下旬ごろ
赤い羽根共同募金※ ²	10月	岐阜県共同募金会 (可児市社会福祉協議会)	12月下旬ごろ

取りまとめていただいた募金等につきましては、連絡所では取扱いできません。金融機関での振り込みを利用していただくか、依頼元に直接届けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
 ※² 依頼時期前に共同募金を集めていただいた自治会は、先に振り込んでいただくこともできます。可児市社会福祉協議会までお問合せください。

9. 自治会運営についてのよくあるご質問

Q 1：地域内に転入して来られた方からの連絡がありません。自治会に加入をしていただきたいのですが。

A 1：転入された方の中には自治会のことがよく分からないため加入していないといった世帯も多くありますので、まずは自治会側から訪問をするなど地域内での自治会活動を理解していただく「接点」を作ることが有効です。

加入いただく前に、自治会の事業内容や会計内容についてもしっかりと認識・納得をしてもらうよう努めましょう。

転入時に市役所の窓口でも自治会加入の案内がされています。

Q 2：自治会への勧誘の際、自治会へ加入することへのメリットをよく聞かれますがうまく答えることができません。

A 2：自治会は、その役割※や活動を通じて地域住民同士の親睦を図り、支え合える関係性を築くことができます。その関係性は平時にはあまり必要のないことかもしれません。しかし、子育て世代の方や単身の高齢者の方が病気やケガをして生活に困った時や、災害等の非常時などにおいては、お互いに支え合うことのできる関係性がとても重要となります。

自治会は、メリットの享受を求めて加入するものではなく、支え合って暮らす地域の一員になるために加入をするものであるといった認識が必要です。

【※自治会の役割（例）】

- ・夜でも安心して外を歩けるよう、防犯灯を設置して地域の夜道を明るく照らしています。
- ・ゴミ集積場の管理や、地域の清掃活動を実施するなど地域の環境美化に努めています。
- ・地域内の道路改良や、用水路の整備など、地域の安全を確保するために、自治会から市へ要望書を提出しています。
- ・回覧板を通じて近所の道路工事の予定や、防災・防犯に関する情報を早くお知らせし、生活に役立ててもらっています。

Q 3：当自治会は、建物や預金等の資産を保有しています。そのため新規自治会加入者にもこれまで各世帯が積み立ててきた資産と同等額を「入会金」として請求していますが、それが理由で自治会加入を断られてしまいました。

A 3：自治会が保有する資産は自治会員個人に配分されるものではありません。そのため、“新規自治会加入者にもこれまで各世帯が積み立ててきた資産と同等額を「入会金」として請求する”といった考えは改める必要があります。

自治会加入へのハードルを下げ、多くの方にもまずは加入していただくことが重要です。市内には入会金を廃止した自治会もあります。

Q 4 : 自治会費の集金が大変で困っています。

A 4 : 会費は自治会の皆さんで協議のうえ決める（決めた）ものであり、自治会ごとにその額や徴収方法は異なります。市内においても振込みでの集金をされている自治会もありますので参考にしてください。

事業内容に応じて、会費の金額の妥当性を定期的に地域の皆さんで話し合うことも重要です。

Q 5 : 自治会費の中に各種募金等を含んだ額を徴収してもよいですか？

A 5 : 自治会によっては、自治会費以外に各種募金をはじめ、日赤・社協の会費や、消防団への協力金、神社の氏子会費などを集金されているところもあります。

募金を自治会が集金することについては問題ありませんが、自治会費に含めて強制的に徴収することがないようにしてください。

また、氏子会費については、神社が宗教性を持つことは否定できないといった判例もあることから、自治会活動と神社の活動は切り離す必要があります。そのため、会計や口座を分けるなどの対応をお願いします。

Q 6 : 自治会が保有する個人情報はどうのように管理すればよいですか？

A 6 : 平成 29 年 5 月 30 日から、自治会にも個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が適用されることとなっています。自治会員の大切な個人情報を守るために次のことに注意し、適正な管理をお願いします。

①個人情報を収集するときは、利用目的・管理方法・利用範囲・情報の内容・収集する対象の範囲をあらかじめ明確にしておき、必ず相手の同意を得てください。

②複数人の役員で取り扱いのルールや手順書、台帳などを作成し、管理者による適正な保管（鍵のかかる場所）に努めましょう。

③保有している個人情報を、第三者に提供する場合は、提供先に目的を確認した上で、本人からの同意を取りましょう。

●個人情報の取り扱いについて不安がある場合は、次の相談窓口にお問い合わせください。【個人情報保護相談ダイヤル：03-6457-9849】

Q 7 : 自治会から選出する各役員のなり手がおらず、困っています。

A 7 : 一概に「役員」といっても、①市から委嘱されているもの、②地域の役員として活動をするもの、③自治会運営のために自治会役員となるもの、など様々な種類があります。

①の市から委嘱されているものについては、法律等の定めがなく、地域で人数や活動内容の見直しが可能なものもあります。自治連合会・自治会や各種団体で連携し、地域にどのような活動が必要か、改めて考える機会を作る事も重要です。

②、③については、地域・自治会活動のスリム化を推進すれば、役員の人数を削減できるものもあると思います。地域・自治会内で協議をいただき、活動のスリム化を図るよう努めましょう。

Q 8 : 世帯数が増加したことから、ごみ集積場を新設する予定ですが、この集積場は自治会未加入世帯も多く使用します。新設にあたっては市の補助金を活用するものの、残りの費用を自治会がすべて負担することに異議が出ています。

A 8 : 自治会未加入世帯も含めて、ごみ集積場を利用する地域の皆さんで維持・管理を行っていただくことが好ましいと考えています。地域の皆さんで共有して使用するものについては、地域全体で施設を維持・管理することができる仕組みを整えましょう。

Q 9 : 脱会希望者を断ることはできますか？また、脱会者や自治会未加入世帯に防犯灯の電気代等の費用負担を求めることはできますか？

A 9 : 自治会は任意の組織であることから脱会を断ることはできません。

しかし、Q 8 のとおり、防犯灯やごみ集積場など、自治会加入・未加入に関わらず地域の皆さんが共有して使用するものに係る費用については、脱会者や自治会未加入者から徴収しても差し支えないものだと考えています。

ただし、請求する金額の積算根拠については、説明ができるよう明確にしておく必要があります。

Q 10 : 市は自治会へどのような支援を行っていますか？

A 10 : 自治連合会に加入している自治会へは、加入世帯数等によって積算される自治会活動推進交付金が支払われています。この交付金は年度当初に各自治会が市へ請求するものです。また、年度末には実績報告書の提出が求められます。

交付金に加えて、各種補助制度を受けることができます。詳細は、別冊の「支援制度のあらまし」をご確認下さい。

Q 11 : 市道の舗装や除草作業など、市へ要望したい案件があります。

A 11 : 市への要望は各自治連合会で各自治会からの要望を取りまとめ、毎年夏ごろに提出しています。提出のタイミングは各地域で若干異なりますが、要望事項がありましたら各自治連合会へ相談してください。

なお、道路が陥没しているなど、早急な対応が求められる案件については、自治連合会を通さず直接連絡所または市の担当課へ連絡してください。

Q 12 : 災害時、自治会にはどのような役割が求められますか？

A 12 : 大規模な地震や水害が発生した場合、市が設置する避難所や消防等の「公助」が機能しなくなることが考えられます。そのような状況の中で重要になるのが、地域の皆さんで共に助け合う「共助」の力です。

災害発生時の安否確認をはじめとし、困った時は地域の皆さんで助け合うことのできる関係性を、日ごろから作っておくことが大切です。

なお、自治会で防災研修会を開催するための経費や、防災備品等の購入費は、市の補助金を活用することができます。